

笠原児童館ほか1施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について

笠原児童館ほか1施設の次期指定管理者を選定するため、提出書類による審査を行った。この結果、社会福祉法人袋井市社会福祉協議会を指定管理の候補者として選定した。

1 指定管理施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所 在 地
笠原児童館	袋井市岡崎529番地の1
笠原老人福祉センター	袋井市岡崎2150番地の1

(2) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

2 申請者

名 称 社会福祉法人袋井市社会福祉協議会
所在地 袋井市久能2515番地の1
代表者 会長 池谷 之男

3 指定管理委託料

(1) 市が想定している委託料の上限額

5年総額 5,940万円

(2) 申請者の提案額

5年総額 5,920万円

4 事業提案等の審査

(1) 審査項目及び選定結果

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに評価し、指定管理者にふさわしい能力を有することが確認できたことから、候補者として選定した。

審査項目・内容	配点	得点
1 応募者に関する項目 (1) 法人等の財務状況は良好か。 (2) 施設の管理・運営を行うに足る十分な施設管理運営実績があるか。 (3) 施設の目的を行うに足る十分な実績があるか。	30	25.1
2 施設運営に関する項目 (1) 施設の管理運営を付託するにふさわしい基本的な考え方を持っているか。 (2) 施設の目的を十分理解し、その目的を達成できる現実的な方針となっているか。 (3) 施設利用者を考慮した考え方が示されているか。 (4) 施設の管理運営に適切な組織体制となっているか。	30	22.0
3 サービス内容に関する項目 (1) 市民の公平な施設利用の体制が確保されているか。 (2) 施設運営に対し、意欲的で、現実的・具体的な提案がされているか。 (3) 危機管理の必要性を十分に理解し、危機管理対策が取られているか。 (4) 個人情報適切に管理できる体制となっているか。	20	15.4
4 収支予算に関する項目 (1) 適切な収支バランスの計画となっているか。	10	7.3

5 総合評価 (1) 全体計画やこれまでの実績から、施設管理運営を付託するに足る法人か。	10	8.7
合 計	100	78.5

※点数は、委員9名の合計点(900点)を、100点満点あたりに換算した評点の合計

(2) 選定理由

2施設は、児童福祉及び高齢者福祉の拠点施設であり、これまで袋井市社会福祉協議会の運営能力及び人員配置で円滑に運営してきた。また、2施設の設置は地域性に配慮したものであり、運営等には地域住民の意向を反映させている。今後も、これまでの運営実績を重視するとともに、設置目的や地域性に配慮しつつ2施設を一括して指定管理することにより、管理体制の強化と運営の効率化が期待できるため、現在の指定管理者である袋井市社会福祉協議会を候補者として選定した。

申請者からは、施設の設置目的及び市が要求する水準を踏まえた事業計画書が提出され、合計で78.5%の評点を得た。特に、以下の点において高い評価となった。

ア 平成18年より指定管理者として当該施設を管理運営してきた実績があり、財務状況を良好に保って運営している。

イ 施設の設置目的を理解し、これまでの管理運営実績に基づいた現実的な基本方針が示されている。

ウ 市民の公平な施設利用ができる体制であり、「社会福祉法人袋井市社会福祉協議会個人情報保護規定」に基づき個人情報を適切に管理できる体制となっている。

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て指定管理者として指定される。指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行う。